

オーナーとそのオーナー会社を巡る 税務上の留意点&処方箋

事業承継・借入金・不動産・役員給与を巡る税務

横浜会場

平成 30 年 **12 月 18 日 (火)**

- ★ オーナーとオーナー会社は人格は異なるものの、利害関係が一致しているため、第三者間取引では起こり得ない取引が発生しやすい
- ★ オーナー会社は毎事業年度の期間損益だけではなく、オーナーの相続発生時における事業承継も視野に入れる必要あり
- ★ オーナー会社の特徴を捉えて、間違いのない対応・選択ができるようにする

I 事業承継を巡る税務

これまで使い勝手が悪かった事業承継税制が大幅に見直され、多くの法人で適用を検討していると思います。しかし、新しい事業承継税制は、事前に特例承認計画を提出するだけでなく、贈与の順番などの注意点があるので、実行前に確認すべき事項について検討します。また、新しい事業承継税制を適用するとしても、自己株式対策が不可欠であることは変わりません。既に高額になった株価を下げる方法を検証します。

II 借入金を巡る税務

相続を意識すると放置することができないオーナー借入金。円滑な事業承継のハードルにもなるので、事前の対策が必須となります。複数の対策を講じて、無理なく長期計画での解消を目指します。

III 不動産を巡る税務

同族関係者間での不動産の譲渡、賃貸は日常的に行われています。その中で、不動産管理法人における税務リスクを取り上げていきます。不動産管理法人を設立する際に検討すべき事項、否認事案から学べる留意点などを網羅的に紹介します。

IV 役員給与を巡る税務

定期同額給与などの定番となったものではなく、役員退職金、非常勤役員やみなし役員などへの給与などこれまで注目していなかった論点を取り上げています。特に役員退職金では、最近の判例などから新たなテーマも浮上しています。

講 師

税理士 **山下雄次** 氏

税理士法人右山事務所を経て、平成 18 年山下雄次税理士事務所開業。東京税理士会において会員電話相談室を担当。東京税理士会調査研究部委員。

主な著書に「会社税務の重要ポイント Q & A」、「申告に役立つ『税額控除制度』詳解」（共著）（税務研究会）等がある。週刊「税務通信」に「タックスフントウ」連載中。

時 間

10:00 ～ 16:30（受付開始 9:30）

場 所

神奈川産業振興センター 14F
横浜市中区尾上町 5-80

受 講 料

1 名様につき（テキスト、お弁当、税含む）

■ **会 員**（税務研究会「A 又は B」会員）…**25,000 円**

■ **読 者**（税務通信、経営財務等購読）…**29,000 円**

■ **一 般**（会員又は読者に該当しない）…**39,000 円**

※ 当セミナーは、会員特典「無料クーポン券」対象講座です。
ご利用の場合は、クーポン券にてお申込み下さい。

※ 受講料は、開催日前日までにお支払い下さい。

※ キャンセルの場合は、開催日の前営業日の 15 時までにご連絡下さい
（受講料ご返金の際の振込手数料はお客様負担となります）。

代理の方のご出席もお受けいたします。

当日欠席された場合は、返金いたしかねますのでご了承下さい。

申込方法

ホームページからお申込み頂くか、裏面「申込書」に必要事項をご記入の上 FAX にてお申込み下さい。
お申込み受付後、受講票（請求書付き）をお送りいたします。

I 事業承継を巡る税務

1. 新事業承継税制の全体像の確認
2. 新事業承継税制のメリット・デメリット
3. 新事業承継税制を適用すべき法人の検討
4. 事前対策の検討・・・特定評価会社になると評価が上がるので事前に回避する必要がある
5. 株価を下げる方法・・・会社を赤字にするだけではない
6. 近年における法人の設立状況の把握
7. 合資・合名会社の無限責任社員による事業承継対策・・・債務控除による債務超過の有効利用
8. 持分会社（合資・合名・合同）による名義株式対策・・・持分が相続によって承継されるのは定款の定めがある場合のみで原則は払戻しになる
9. 一般社団・財団法人による財産の切り離し防止・・・持分がない法人に財産を移転させる節税スキームが封じ込められた。改正内容と今後の対応策を検討

II 借入金を巡る税務

1. オーナー借入金に係る利息
2. オーナー借入金を減らす方法の検討
3. DES による資本金等の額の増加
4. 債務を時価評価する方法
5. 擬似 DES の検討
6. 相続における社長借入金の評価
7. 青色欠損金の範囲での債務免除益
・・・同族会社が債務免除する際には、株価変動による贈与課税にも注意する

III 不動産を巡る税務

1. 税理士が無理なく行える土地の時価算定
・・・判例からの検討
2. 建物だけの譲渡契約における合理的な時価算定
3. みなし譲渡とみなし贈与の関係
4. 不動産管理会社の運用形態
5. 妥当な管理料の検討・・・不動産管理会社の論点として管理料が過大か否かであり、許容される管理料を裁決例などから検討する

IV 役員給与を巡る税務

1. 定期同額給与
(1) 定期同額給与となる経済的利益の取扱い
(2) 経済的利益の事例検討
(3) 定期同額給与の病欠による期中減額改定の必要性
2. 特殊な役員に支給する給与
(1) 非常勤役員が行う業務内容とその職務執行対価
(2) 許容される非常勤役員給与の限度
(3) みなし役員の判定基準
3. 役員退職金
(1) 役員退職金を分割支給する際の留意点
(2) 役員退職金の適正額の算定
(3) 分掌変更等による退職金の支給・・・否認事例から問題点を洗い出し、潜在的な否認リスクを解消する
(4) 会社法上の役員が役員退職金の支給を受けた後に、みなし役員と認定された場合の課税関係

※ 当日、筆記用具・電卓等をご持参ください。

申込先 FAX.045-263-2825

HP

「オーナーとそのオーナー会社を巡る税務上の留意点&処方箋」(12/18) セミナー申込書 No.121223

顧客コードNo.									受講料区分	☐ 会 員	☐ 読 書	☐ 一 般	申込日:平成 年 月 日
会 社 名													
所 在 地	〒_____												
T E L	() -								F A X	() -			
受講者①	部 課 名			役 職 名			税理士登録番号			氏 名			
							No.			フリガナ			
※ E-mail													
受講者②	部 課 名			役 職 名			税理士登録番号			氏 名			
							No.			フリガナ			
※ E-mail													

※個人情報の取扱いについて...ご記入頂いた個人情報は、商品の発送、サービスの提供に使用させていただくほか、当社がおすすめする他の商品・サービスのご案内にも 使用させていただきます場合がございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。なお、E-mail については、当セミナー会場変更等のご連絡にも使用場合がございますので、必ずご記入してください。ご記入の際は、アルファベットや記号は、判別しづらい場合がありますので正確にご記入いただきますようお願いいたします。